

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音
について規制する地域の指定

昭和 61 年 3 月 24 日 名古屋市告示第 106 号
改正 平成 8 年 5 月 23 日 名古屋市告示第 88 号
平成 12 年 3 月 31 日 名古屋市告示第 110 号
平成 27 年 5 月 29 日 名古屋市告示第 347 号

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のように指定し、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

その関係図面は、名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課に備えておいて、一般の縦覧に供する。

指定した地域

名古屋市の全域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域を除く。）